

通所リハビリテーション・あかまつ 重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名称：山梨赤十字病院 通所リハビリテーション(通称あかまつ)

所在地：山梨県南都留郡富士河口湖町船津 6663-1

山梨赤十字病院 療養型病棟 1 階

事業者番号：1911310553

連絡先・担当者：電話 0555-72-8822 担当者 山口 知秀

サービス提供地域：富士河口湖町、鳴沢村、富士吉田市、山中湖村、忍野村

2. 事業所の職員体制等

・管理者：1 名

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

・医師：1 名以上

医師は、利用者様の健康管理の業務を行うとともに、診察、検査を基に他の職員と共同して通所リハビリテーション計画を作成する。また、他の職員への指示を行う。

・看護職員：1 名以上

看護職員は、利用者の看護・リハビリテーション等全般の業務にあたる。また、口腔機能の改善のための、計画・実施・評価等の業務を担当する。

・管理栄養士：1 名

管理栄養士は、利用者の栄養改善のため、計画・実施・評価等の業務を担当する。

・理学療法士・作業療法士：1 名以上

理学療法士・作業療法士は、利用者の身体的機能の維持・向上のため、訓練の計画・実施・評価等の業務を担当する。

・介護職員：7 名以上

介護職員は、医学的管理のもとで利用者の介護の業務を担当する。

・事務職員：1 名以上

通所リハビリテーション全般の事務の業務を担当する。

3. 営業日及び営業時間

(1) 営業日：月曜日から土曜日までとする。ただし、次の日は除く

国民の祝日、年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)、5 月 1 日(日本赤十字社創立記念日)

(2) サービス提供時間：午前 9 時から午後 4 時

(3) 営業時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時

4. サービス提供の内容

(1) 通所リハビリテーションの提供にあたっては、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行います。

- (2) 通所リハビリテーションの提供にあたっては、親切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはそのご家族に対して、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導または説明を行います。
- (3) 通所リハビリテーションの提供にあたっては、常に利用者の病状、心身の状況およびその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供します。
- (4) 通所リハビリテーション計画の作成後も、定期的に利用者およびご家族と連絡を取り、計画の実施状況、解決すべき課題を把握し、必要に応じて計画の変更その他必要な対応を行います。
- (5) 具体的には次のサービスを提供します。
- ① 通所リハビリテーション計画の作成
 - ② 理学療法士等によるリハビリテーションの実施、指導
 - ③ 管理栄養士等による栄養状態の改善
 - ④ 看護職員等による口腔機能の向上
 - ⑤ 利用者の送迎
 - ⑥ 食事の提供・介助
 - ⑦ 入浴の介助（一般浴・機械浴）
 - ⑧ その他日常生活全般にわたる介護

5. 利用料金

(1) 利用料（通常規模型リハビリテーション費）

1日あたりの利用料は、認定された要介護度および利用時間により、国が定めた金額の1割の場合、負担額は下記のとおりとなります。

介護度	1時間以上 2時間未満	2時間以上 3時間未満	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満
要介護1	369円	383円	486円	553円	622円	715円	762円
要介護2	398円	439円	565円	642円	738円	850円	903円
要介護3	429円	498円	643円	730円	852円	981円	1,046円
要介護4	458円	555円	743円	844円	987円	1,137円	1,215円
要介護5	491円	612円	842円	957円	1,120円	1,290円	1,379円

1日あたりの利用料は、認定された要介護度および利用時間により、国が定めた金額の2割の場合、負担額は下記のとおりとなります。

介護度	1時間以上 2時間未満	2時間以上 3時間未満	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満
要介護1	738円	766円	972円	1,106円	1,244円	1,430円	1,524円
要介護2	796円	878円	1,130円	1,284円	1,476円	1,700円	1,806円
要介護3	858円	996円	1,286円	1,460円	1,704円	1,962円	2,092円
要介護4	916円	1,110円	1,486円	1,688円	1,974円	2,274円	2,430円
要介護5	982円	1,224円	1,684円	1,914円	2,240円	2,580円	2,758円

1日あたりの利用料は、認定された要介護度および利用時間により、国が定めた金額の3割の場合、負担額は下記のとおりとなります。

介護度	1時間以上 2時間未満	2時間以上 3時間未満	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満
要介護1	1,107円	1,149円	1,458円	1,659円	1,866円	2,145円	2,286円
要介護2	1,194円	1,317円	1,695円	1,926円	2,214円	2,550円	2,709円
要介護3	1,287円	1,494円	1,929円	2,190円	2,556円	2,943円	3,138円
要介護4	1,374円	1,665円	2,229円	2,532円	2,961円	3,411円	3,645円
要介護5	1,473円	1,836円	2,526円	2,871円	3,360円	3,870円	4,137円

(2) リハビリテーション提供体制加算

リハビリテーション専門職の配置が、人員に関する基準よりも手厚い体制を構築し、リハビリテーションマネジメントに基づいた長時間のサービスを提供した場合は、国が定めた金額の1割の場合、負担額は下記のとおりとなります。

3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上
12円	16円	20円	24円	28円

国が定めた金額の2割の場合、負担額は下記のとおりとなります。

3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上
24円	32円	40円	48円	56円

国が定めた金額の3割の場合、負担額は下記のとおりとなります。

3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上
36円	48円	60円	72円	84円

(3) 入浴介助加算

入浴介助を利用された場合は、1日につき国が定めた金額の1割の場合（40円）、2割の場合（80円）、3割の場合（120円）を加算します。

(4) 短期集中個別リハビリテーション実施加算

利用者に対して、集中的に個別リハビリテーションを行なうことが、効果的であると認められた場合は、1日につき国が定めた金額を加算します。

退院（所）日又は認定日から起算して3ヶ月以内の期間に行なわれた場合は、1日につき国が定めた金額の1割の場合（110円）、2割の場合（220円）、3割の場合（330円）を加算します。

(5) 重度療養管理加算

利用者（要介護状態区分が要介護3、要介護4又は5である者に限る）が、別に厚生労働大臣が定める状態*1であるものに対して、医学的管理のもと、通所リハビリテーションを行った場合、1日

につき国が定めた金額の1割の場合（100円）、2割の場合（200円）、3割の場合（300円）を加算します。

*1 別に厚生労働大臣が定める状態（イ～リのいずれかに該当する状態）

- イ 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態
- ロ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態
- ハ 中心静脈注射を実施している状態
- ニ 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態
- ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態
- ヘ 膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者障害程度等級表の4級以上であり、ストーマの処置を実施している状態
- ト 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態
- チ 褥瘡に対する治療を実施している状態
- リ 気管切開が行われている状態

（6） 科学的介護推進体制加算

事業所が科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence：LIFE）へ情報を提出し、サービスの質を向上させていくPDCA*2を行った場合は、1日につき国が定めた金額の1割の場合（40円）、2割の場合（80円）、3割の場合（120円）を加算します。

*2 PDCA サイクル

- イ 利用者の心身の状況等に係る基本的な情報に基づき、適切なサービスを提供するためのサービス計画を作成する（Plan）
- ロ サービスの提供に当たっては、サービス計画に基づいて、利用者の自立支援や重度化防止に資する介護を実施する（Do）
- ハ LIFEへの提出情報及びフィードバック情報等を活用し、多職種が共同して、事業所の特性やサービス提供の在り方について検証を行う（Check）
- ニ 検証結果に基づき、利用者のサービス計画を適切に見直し、事業所全体として、サービスの質の更なる向上に努める（Action）

（7） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

1日につき国が定めた金額の1割の場合（22円）、2割の場合（44円）、3割の場合（66円）を加算します。

（8） 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

サービス提供地域を越えて、指定通所リハビリテーションを行った場合は、1日につき所定単位数の5/100に相当する単位数を所定単位数に加算します。

（9） 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応

減少月の利用延人数が、当該減少月の前年度の1月当たりの平均利用延人数から100分の5(5%)以上減少している場合に、当該減少月の翌々月から3月以内に限り、基本報酬の100分の3(3%)に相当する単位数を加算する。

(10) 食事費用

食事の提供を行うこととなっている利用者様については、以下の金額とします。

① 昼食費 (1日 500 円)

② おやつ (1日 100 円)

(11) 消耗材料費、おむつ代及びレクリエーション費

リハビリテーションの訓練において、個人が使用する材料費、おむつ使用者のおむつ代及びレクリエーションの実施に伴う費用で、利用者様が負担することが適当とされるものは実費とします。

* なお、おむつについては、用意して下さい。

(12) 送迎未実施減算

送迎を実施していない場合(利用者が自ら通う場合、家族が送迎を行う等の事業者が送迎を実施していない場合)は減算の対象とする。

※ 送迎に行ったが利用者の都合等(寝過ぎた等)で送迎出来ない場合は減算とならない。

送迎を行わない場合

△47 円/片道 (1 割の場合) △94 円/片道 (2 割の場合) △141 円/片道 (3 割の場合)

6. 事故発生時の対応

- (1) 利用者様に対する通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、速やかに通所リハビリテーション担当医師に連絡を行い、指示を仰ぐとともに、利用者の家族に連絡を行います。
- (2) 利用者に係る市町村及び居宅介護支援事業所に事故の事実の連絡を行います。
- (3) 自らの責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償いたします。
- (4) 事故が生じた場合は、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

7. 相談・苦情への対応

(1) 相談・苦情の担当

当事業所のサービスについての御相談や御不満がある場合には、窓口として次の者を待機させておりますので、どんなことでもなんなりとお寄せください。

[担当]

山梨赤十字病院 通所リハビリテーションあかまつ 医療社会事業課長

電話番号：0555-72-8822

(2) お住まいの市町村でも相談・苦情を申し出ることができます。

富士河口湖町 電話番号 0555-72-6026 「相談・苦情受付窓口」

鳴 沢 村 電話番号 0555-85-2311 (代) 「相談・苦情受付窓口」

富 士 吉 田 市 電話番号 0555-22-1111 (代) 「相談・苦情受付窓口」

山 中 湖 村 電話番号 0555-28-1014 「相談・苦情受付窓口」

忍 野 村 電話番号 0555-20-5211 「相談・苦情受付窓口」

(3) その他

上記以外に、山梨県国民健康保険団体連合会に相談・苦情を申し出ることができます。

電話番号：055-233-9201

受付日時：毎週水曜日、午前 9：00～午後 4：00

山梨赤十字病院

通所リハビリテーション「あかまつ」

電話 0555-72-8822

附則

- 1.平成 27 年 4 月より施行する
- 2.平成 28 年 8 月より施行する
- 3.平成 29 年 2 月より施行する
- 4.平成 30 年 4 月より施行する
- 5.令和 1 年 10 月より施行する
- 6.令和 3 年 4 月より施行する
- 7.令和 6 年 6 月より施行する